

## 民法（家族法）の差別的規定の早期改正を求める声明

法務省は、本年2月19日、選択的夫婦別氏制度などを導入した民法改正案（概要）を公表した。法制審議会が14年前に答申した法律案要綱がようやく法案化されたものである。私たち自由法曹団は、今国会でこの法案を成立させ、家族法の差別的規制が改正されることを強く求める。

民法が定める夫婦同氏の原則のもと、96.3%の夫婦が夫の氏を選択しており（2006年人口動態統計）女性の多くが現実に婚姻後の改氏を余儀なくされている。先進国で婚姻後の夫婦の同氏を強制しているのは日本だけである。氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであって（最判昭和63年2月16日民集42-2-27）、婚姻後も自己が長年使用してきた氏を継続して使用する権利は、法律上も保護されなければならない。

また、女性にのみ課されている再婚禁止規定（民法733条）は、主に父子関係の確定のための規定とされるが、科学技術の発達により親子関係の確定が容易になり、その必要性は大きく減退している。

婚姻年齢の統一（民法731条）も、憲法14条からは当然の要請である。

さらに、婚外子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定（民法900条4号）は、子自身の意思や努力によって変えることのできないものを身分として定めるものであって、憲法13条、14条、及び24条に違反するものとして違憲であり、早急に改正すべきである。

国連においても、日本における民法（家族法）のあり方はたびたび問題とされている。女性差別撤廃委員会の最終見解（2009年8月7日）では、差別的家族法の改正が最優先課題として指摘され、是正状況について詳細情報を2年以内に提出するよう日本政府は求められている。また、自由権規約委員会の最終見解（2008年10月30日）でも差別的民法の条項の改正が求められている。

自由法曹団は、今国会において、選択的夫婦別氏制度の導入や差別的家族法の改正法が速やかに実現されることを強く求めるものである。

以上

2010年4月12日

自由法曹団

団長 菊池 紘